

# 公益社団法人自動車技術会 役員用借上住宅規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）の役員用借上住宅（以下、「借上住宅」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、自宅から本会事務局事務所までの通勤時間が片道1時間半以上を要する常勤役員に対して適用する。

(入居申込み)

第3条 借上住宅への入居を希望する常勤役員は、「役員用借上住宅入居申請書」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入の上、事務局へ提出するものとする。

2 「役員用借上住宅入居申請書」は、様式1による。

(入居期限)

第4条 借上住宅の入居期限は、役員退任時までとする。役員を退任したときは、直ちに退去しなければならない。

(入居日)

第5条 借上住宅への入居を許可された常勤役員（以下、「使用者」という。）は、許可後2週間以内に入居しなければならない。

2 許可後2週間以内に入居しないときは、入居を取り消すことがある。ただし、あらかじめ管理責任者の許可を得たときは、この限りでない。

(同居人の範囲)

第6条 使用者が借上住宅に同居させることのできる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子

(借上住宅)

第7条 借上住宅は、次の各号の合計額が200万円未満の物件とする。

- (1) 年間賃借料（管理費含む）
- (2) 年間通勤定期代

2 前項に対する本会の負担額は100万円未満とし、前項第1号に対する本会の負担割合は50%以下とする。

(使用料)

第8条 借上住宅の使用料は、管理費用等を含む月額賃借料の50%以上とする。

2 中途入居、中途退去の場合で1ヶ月に満たないときは、日割計算による。

(使用料の徴収)

第9条 使用料は、使用者の当月分給与から控除して徴収する。

(使用上の心得)

第10条 使用者は、善良な管理者の注意をもって借上住宅を使用し、本会役員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。

(禁止事項)

第11条 使用者は、以下の各号に定めることを行ってはならない。

- (1) 借上住宅を第三者に転貸をすること
- (2) 第6条に定める同居人以外の者を同居させること
- (3) 使用者が日常的に居住することなく、第6条の同居人のみが居住すること
- (4) 借上住宅を居住以外の目的に使用すること

- (5) 借上住宅の様態替え、設備の現状を変更すること
- (6) その他、借上住宅の管理規程に違反する行為  
(費用負担)

第12条 使用者は、個人にかかわる次の各号の費用を負担しなければならない。

- (1) 入居に要する運搬費等
- (2) 電気、ガス、水道等の光熱費
- (3) 町内会費
- (4) その他本会が使用者の負担を必要と認めた費用  
(仲介料、敷金等)

第13条 不動産業者に支払う仲介料並びに家主に支払う敷金、保証金及び礼金は、本会が負担する。  
(使用者負担)

第14条 借上住宅の使用に伴う設備等の損耗により修繕等が必要となった場合、その費用負担が住宅管理規程に基づき、借上住宅の借主の負担となる場合は、使用者がこれを負担する。  
(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失により、建物又は付帯設備（以下、「建物等」という。）を破損若しくは建物等の全部又は一部を滅失させたときは、使用者の負担により修理修繕し、又はその損害を賠償するものとする。  
(退去)

第16条 使用者がこの規則に違反する行為をしたとき、又は借上住宅の使用について不都合な行為を行ったときは、本会は当該使用者に対して、借上住宅からの退去を命令することができる。  
(退去と退去期間)

第17条 使用者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借上住宅を退去しなければならない。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 前条により退去を命令されたとき | 1週間以内 |
| (2) 本会の役員を解任されたとき   | 1週間以内 |
| (3) 自己都合で役員を退任したとき  | 1週間以内 |
| (4) 入居期限が満了したとき     | 2週間以内 |
| (5) 死亡したとき          | 1ヶ月以内 |

2 前項の退去に要する全ての費用は、使用者が負担しなければならない。  
(原状回復義務)

第18条 使用者は、借上住宅を退去するときは、使用者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に回復しなければならない。  
(退去通知)

第19条 使用者は、借上住宅を退去するときは、退去日の1週間前までに事務局に書面により通知しなければならない。  
(立会い)

第20条 借上住宅の退去は、本会事務局の管理責任者立会いのもとに行うものとする。  
(処理基準)

第21条 この規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。  
(改廃)

第22条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2011年4月26日から施行する。（第1回理事会議決 2011年4月26日）

